

八街市低入札価格調査制度失格基準

この低入札価格調査制度失格基準は、八街市低入札価格調査制度実施要綱(以下、「要綱」という。)第3条第2項に基づき、低入札価格調査制度を実施する工事に適用するものとする。

1. 価格による失格基準

要綱第3条第1項に定める調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、調査を行うことなく当該入札者を失格とする価格による失格基準を定める。

(1) 価格による失格基準の算定方法

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、次のいずれかに該当する場合は、低入札価格調査を行わず、当該入札者を失格とする。

ただし、工事の性質上基準を算定し難い場合には、価格による失格基準を定めないのである。

① 予定価格算出の基準となった次に掲げる額の合計額を下回る価格をもって入札した場合。なお、算出にあたっては要綱第3条第1項第1号に基づく別表第1に留意するものとする。

ア 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ウ 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

エ 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

② 予定価格算出の基礎となった次に掲げる費用につきそれぞれ定める額のいずれかについて、入札に際して提出した内訳書及び配置技術者等調査票の当該費用の額が下回る場合。なお、算出にあたっては要綱第3条第1項第1号に基づく別表第1に留意するものとする。

ア 直接工事費 その費用の額に100分の75を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ 共通仮設費 その費用の額に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ウ 現場管理費 その費用の額に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

エ 一般管理費 その費用の額に100分の30を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

2. 価格以外の失格基準

要綱第3条第1項に定める調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かの調査において、これに該当した場合に当該入札者を失格とする失格基準を定める。

項 目	内 容
1 設計仕様書等に適合しない場合	1 市が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 2 材料・製品について、市が示した設計仕様 zu 適合した品質・規格を満足していない場合
2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 4 下請け見積書等の工事内容(規模、工法、数量等)が不明確な場合 5 資材(機器)購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 7 下請け予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳

	書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
3 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合
4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 その他法令違反
5 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	1 入札日から過去１年以内において賃金不払い等で送検(労働基準監督署から検察庁への書類送検)を受けている場合。(ただし、不起訴となった場合は除く。) 2 入札日から過去１年以内において、千葉県建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合。(ただし、和解的仲裁判断は除く。) 3 その他

附 則

この基準は、平成２６年４月１日から施行する。